

Ⅱ. 各 論（それぞれの機能障害について）

1. 視覚障害

◆ 「視力障害」と「視野障害」とでそれぞれ等級を算出して、2つを合算する

◆ 視力障害

◇ 視力は左右の矯正視力の良い方が基本となる（平成30年7月より改正）

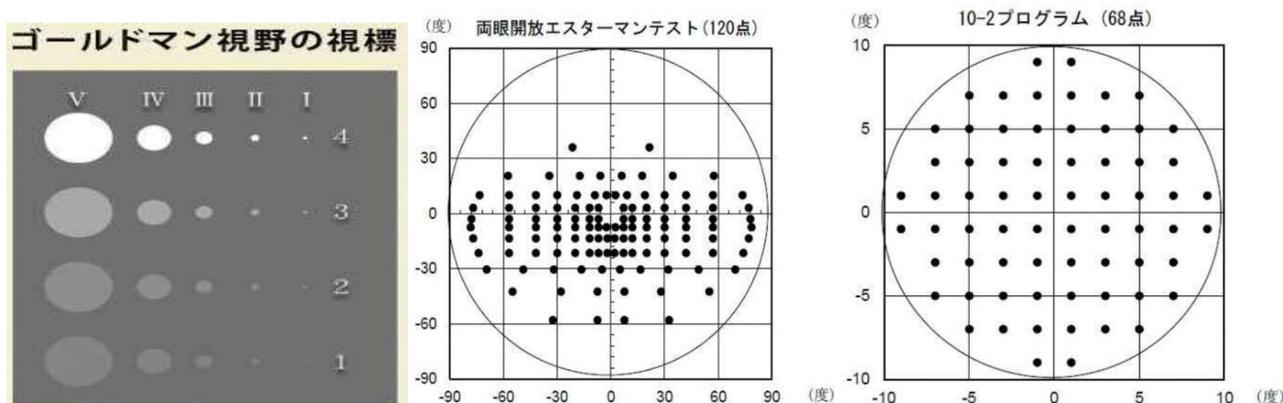
0～0.01	1級
0.02～0.03	2級（他眼が手動弁以下の場合には0.04も2級）
0.04～0.07	3級（他眼が手動弁以下の場合には0.08も3級）
0.08～0.1	4級
0.2 かつ他眼が0.02以下	5級
0.3～0.6 かつ他眼が0.02以下	6級

◇ 視力0.15は0.1として扱う

◇ 複視により両眼を同時に使用できない場合は、非優位眼の視力を0として扱う

◆ 視野障害

◇ 視野はゴールドマン型視野計or自動視野計で判断（平成30年7月より改正）



◇ 視野の計測条件（どちらも視野図の添付が必須）

・ ゴールドマン型視野計

・ 周辺視野 I / 4 視標

・ 中心視野 I / 2 視標

・ 自動視野計

・ 周辺視野 両眼開放エスターマンテストの視認点数

・ 中心視野 10-2プログラムで感度26dB以上の検査点数（視認点数）

※ 視標サイズⅢ，背景輝度31.5asb

◆ 5級 周辺視野“軽度”欠損 または 中心視野“軽度”欠損

※平成30年7月より改正

◆ 4級 周辺視野“重度”欠損

◆ 3級 周辺視野“重度”欠損 かつ 中心視野“軽度”欠損

◆ 2級 周辺視野“重度”欠損 かつ 中心視野“重度”欠損

◇ 周辺視野“軽度”欠損

- ・ ゴールドマン型 両眼による視野が1/2以上欠損
- ・ 自動視野計 エスターマンテストの両眼開放視認点数100点以下

◇ 周辺視野“重度”欠損

- ・ ゴールドマン型 周辺視野角度の総和80度以下
 ※平成30年7月より従来の「視野全周10度以内」から変更
- ・ 自動視野計 エスターマンテストの両眼開放視認点数70点以下

◇ 中心視野“軽度”欠損

- ・ ゴールドマン型 両眼中心視野角度56度以下
- ・ 自動視野計 両眼中心視野視認点数40点以下

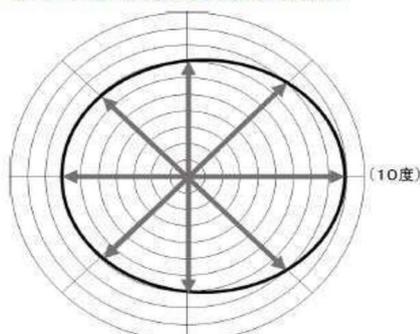
◇ 中心視野“重度”欠損

- ・ ゴールドマン型 両眼中心視野角度28度以下
- ・ 自動視野計 両眼中心視野視認点数20点以下

◇ 両眼中心視野角度・視認点数とは？

- ・ (「良い方の中心視野角度の総和・視認点数」×3
 +「悪い方の中心視野角度の総和・視認点数」×1) / 4
- ・ 小数点以下は四捨五入

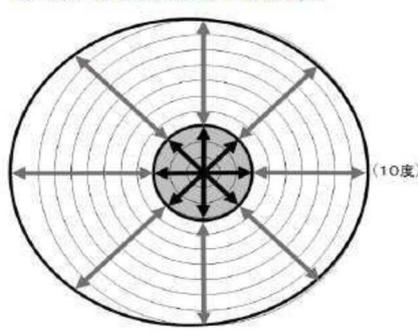
図 1a： 視野角度の総和の算出方法



8方向の経線（上・内上・内・内下・下・外下・外、外上）とイソプタとの交点の角度を視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。

$$7+7+7+7+8+9+8=60(\text{度})$$

図 1b： 中心暗点が存在する場合

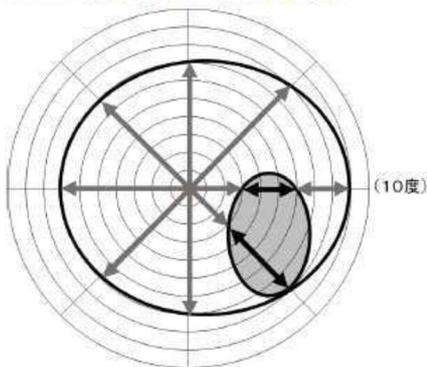


中心暗点が存在する場合は、各経線とイソプタとの交点の角度から、暗点と重なる部分の角度を差し引いて視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。

$$(10-3)+(11-3)+(12-3)+(11-3)+$$

$$(10-3)+(10-3)+(10-3)+(10-3)=60(\text{度})$$

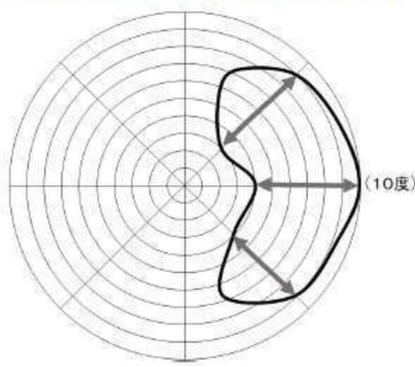
図 1c: 傍中心暗点が存在する場合



傍中心暗点が存在する場合は、各経線とイソプタとの交点の角度から、暗点と重なる部分の角度を差し引いて視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。

$$7+7+7+7+(8-5)+(9-3)+8=52(\text{度})$$

図 1d: 固視点を含まず偏心している場合



イソプタが、固視点を含まずに偏心している場合、イソプタが経線と重なる部分を視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。

$$0+0+0+0+0+5+6+6=17(\text{度})$$

◆ 中心10度以内に視野がない場合の対応

- ◇ 周辺視野角度の総和は、I/4視標にて中心10度以内に存在しない場合は80度以下とする
- ◇ 中心視野角度の総和は、I/2視標にて中心10度以内に存在しない場合は0度とする
- ◇ I/4視標にて中心10度以内に視野が存在しない場合は、より条件の厳しいI/2視標でも視野が存在しないと考えられるため、これだけで視野2級と判定できる

◆ 輪状暗点

- ◇ ゴールドマンI/4視標にて、周辺の視野が残存していても、中心部の視野と連続していない場合には、中心部の視野のみで評価する

図 2 a

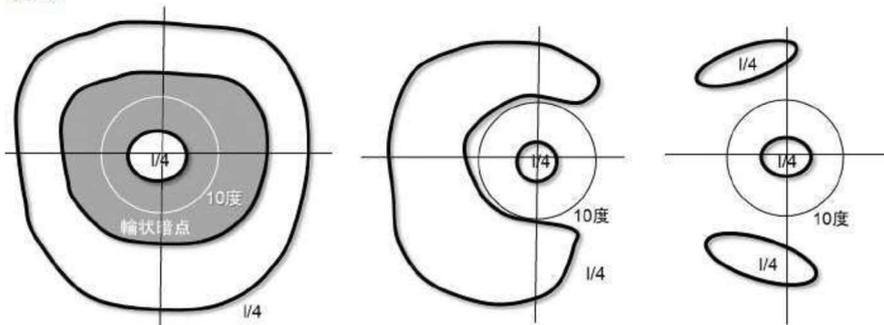
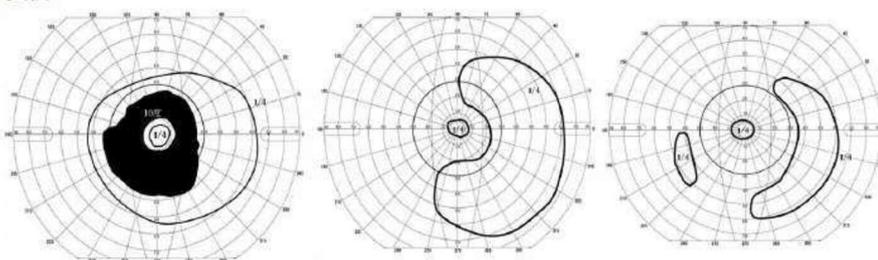


図 2 b

实例



◆ よくある悩ましいケース

◇ 意識障害や重度の認知症・知的障害などで検査が十分にできず、「測定不能」と記載している場合

- ・ 他覚的に視覚喪失が確認できる眼球摘出・無眼球は視力0と認定できる
- ・ 眼所見（あるいは脳の画像診断）や行動観察などから障害があると推定される場合は認定できる

◆ よくある記載もれ・誤り

- ・ 1 ページ①障害名の○と最下段の等級の相違
- ・ 2 ページ2 Aゴールドマン型視野計の場合の(1) 両眼による視野が2分の1以上欠損（はい・いいえ）の○のもれ
- ・ 視野表の添付もれ